



平成 26 年 3 月 10 日

各 位

株 式 会 社 マ ク ロ ミ ル
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 杉 本 哲 哉
(コード番号 : 3730 東証一部)
問 合 せ 先 : 取 締 役 杉 山 直 也
電 話 番 号 : (03) 6716 - 0700 (代 表)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ

当社は、本日付で、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、及び全部取得条項付普通株式（下記「I. 当社完全子会社化のための定款一部変更」の「1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）」の「(1) 変更の理由」の②において定義いたします。）の取得について、平成 26 年 3 月 27 日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議すること、並びに全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会と同日開催予定の当社普通株式を保有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社完全子会社化のための定款一部変更

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）

(1) 変更の理由

平成 26 年 2 月 1 日付当社プレスリリース「株式会社 BCJ-12 による当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社、その他の関係会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社 BCJ-12（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年 12 月 12 日から当社普通株式並びに新株予約権及び新株予約権付社債に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは、平成 26 年 1 月 31 日に終了しております。本公開買付けの結果、平成 26 年 2 月 10 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、公開買付者は当社普通株式 59,490,310 株、新株予約権 6,189 個（株式に換算した数 1,400,800 株）及び新株予約権付社債に付された新株予約権 10 個（株式に換算した数 206,270 株）を保有するに至りました。

また、公開買付者は、平成 26 年 2 月 21 日付で、本公開買付けにより取得した新株予約権付社債に付された新株予約権 10 個を行使した結果、当社普通株式 59,696,580 株（当社の平成 26 年 2 月 13 日提出の第 15 期第 2 四半期報告書に記載された平成 25 年 12 月 31 日現在における当社の総株主の議決権（604,316 個）に対する割合 98.78%（小数点以下第三位を四捨五入。））を保有するに至っております。

平成 25 年 12 月 11 日付当社プレスリリース「株式会社 BCJ-12 による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてご報告申し上げておりますとおり、公開買付者によれば、Bain Capital Partners, LLC 及びそのグループ（以下、総称して「ベインキャピタル」といいます。）は、国内ネットリサーチ業界の企業の中でもリーディングカンパニーである当社事業の特性に注目し、当社の潜在的な成長性及び最適な経営体制等について検討を進めていたところ、中長

期的な企業価値向上に向けられた経営施策の実行を一般株主の皆様のリスクにおいて行うことを回避しつつ、当社が中長期的に成長し、持続的な企業価値向上を達成するためには、当社普通株式並びに当社の新株予約権及び新株予約権付社債の全てを取得及び所有することにより、当社を非公開化することを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）を実施し、当社普通株式を非上場化するとともに、当社を公開買付者の完全子会社とし、短期的な業績変動に左右されずに統一的な経営方針を貫徹できる態勢を構築した上で、当社の創業者であり代表取締役会長兼社長である杉本哲哉氏（以下「杉本氏」といいます。）のリーダーシップの下、経営支援経験が豊かなベインキャピタルと協働しながら、当社の経営陣及び従業員が一丸となって上記のような経営施策に取り組むことが最も有効な手段であると考えに至り、平成 25 年 10 月 11 日、当社に対して当社の非公開化に関する協議の申入れを行ったとのことです。

当社は、かねてよりベインキャピタルと同様の考えを有していたことなどから、本取引に特別の利害関係を有しない当社の取締役を中心としたプロジェクトチーム（以下「本プロジェクトチーム」といいます。）において、ベインキャピタルの申入れを検討いたしました。当社は、独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン、独立した法律事務所からの助言、並びに独立性が高い外部有識者で構成される第三者委員会からの答申書を取得するとともに、本取引の実施の是非及びその条件等について、ベインキャピタルとの間で多数回にわたって協議・交渉を重ねました。その上で、当社は、本取引を実施し、当社普通株式を非上場化するとともに、当社を公開買付者の完全子会社とし、短期的な業績変動に左右されずに統一的な経営方針を貫徹できる態勢を構築することが、当社として最善の選択肢であると判断するに至りました。

以上を踏まえ、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として、公開買付者の完全子会社となるために、以下の①から③の手続（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、下記（２）に記載の定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種類株式（以下「A 種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設します（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種類株式を 4,000,000 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定めを設けます。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式（当社が保有する自己株式を除きます。）の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種類株式を 4,000,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、公開買付者以外の各株主の皆様に対して取得対価として交付される A 種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

当社は、株主の皆様に対する A 種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（但し、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種類株式を公開買付者に売却することを予定しております。この場合の A 種類株式の売却価格に

つきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 786 円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの公開買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同額）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付される価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

「定款一部変更の件－1」は、本完全子会社化手続のうち上記①を実施するものです。会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。なお、「定款一部変更の件－1」に係る定款の一部変更は、「定款一部変更の件－1」に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された時点で、その効力が生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>第2章 株式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、167,424,000株とする。</p>	<p>第2章 株式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、167,424,000株とし、<u>発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は167,424,000株、第6条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）は100株とする。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>（A種種類株式）</u></p> <p><u>第6条の2 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。</u></p> <p><u>2 A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p>
<p>（単元株式数）</p>	<p>（単元株式数）</p>

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。	第7条 当社の <u>普通株式</u> の単元株式数は、100株とし、 <u>A種種類株式</u> の単元株式数は <u>1株</u> とする。
第3章 株主総会 (新 設)	第3章 株主総会 <u>(種類株主総会)</u> <u>第15条の2 第12条、第13条および第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>2 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>3 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-2」）

(1) 変更の理由

「定款一部変更の件-2」は、「定款一部変更の件-1」でご説明申し上げました本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、「定款一部変更の件-1」による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、「定款一部変更の件-1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を4,000,000分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、上記のとおり、公開買付者以外の各株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。なお、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成26年5月1日をもって、その効力が生じるものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

「定款一部変更の件-1」に係る変更後の定款	追加変更案
-----------------------	-------

(新 設)	(全部取得条項)
	<u>第6条の3 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できる。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につき、A種種類株式を4,000,000分の1株の割合をもって交付する。</u>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案は、「定款一部変更の件－1」においてご説明申し上げました本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の当社の定款の規定に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式（当社が保有する自己株式を除きます。）の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件－1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を交付するものです。

上記取得が承認された場合、取得対価として、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を4,000,000分の1株の割合をもって交付するものといたします。当該交付がなされるA種種類株式の数は、上記のとおり、公開買付者以外の各株主の皆様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

当社は、株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付いたします。

その際、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、A種種類株式を公開買付者に売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に786円（本公開買付価格と同額）を乗じた金額に相当する金額が各株主の皆様に対して交付される価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の当社の定款に基づき、下記(2)において定める取得日において別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主（当社を除きます。）の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を4,000,000分の1株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成26年5月1日

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会

において「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件－2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、平成26年5月1日にその効力が生じるものといたします。

なお、その他の必要事項につきましては、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

3. 上場廃止の予定

当社普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部（以下「東証一部」といいます。）に上場されておりますが、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」、「定款一部変更の件－2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、東証一部の上場廃止基準に該当することになりますので、平成26年3月27日から平成26年4月24日まで整理銘柄に指定された後、平成26年4月25日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東証一部において取引することはできません。

III. 本非公開化手続の日程の概要（予定）

本非公開化手続の日程の概要（予定）は次のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日設定公告	平成26年2月3日（月）
本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日	平成26年2月17日（月）
本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成26年3月10日（月）
本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成26年3月27日（木）
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－1」）の効力発生日	平成26年3月27日（木）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成26年3月27日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日設定公告	平成26年4月11日（金）
当社普通株式の売買最終日	平成26年4月24日（木）
当社普通株式の上場廃止日	平成26年4月25日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成26年4月30日（水）
全部取得条項の付加に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－2」）の効力発生日	平成26年5月1日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の効力発生日	平成26年5月1日（木）

IV. 支配株主との取引等に関する事項

公開買付者は当社の親会社及び主要株主である筆頭株主であり、「II 全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得（以下「本取得」といいます。）は、支配株主との重要な取引に該当します。

当社は、コーポレート・ガバナンス報告書におきまして、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は定めておりませんが、支配株主との取引等につきましては、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得する等、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上で決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することとしております。

本取得におきましても、少数株主に不利益を及ぼすことがないように次の措置を講じております。

当社は、本公開買付け及び本取得からなる一連の取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、平成25年12月11日付当社プレスリリース「株式会社BCJ-12による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の「3. 当該公開買付けに関する意見の

内容、根拠及び理由」の「(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載した各措置を講じております。

上記プレスリリース「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤第三者委員会による検討」に記載しておりますとおり、当社は、本取引の検討に当たり、公開買付者及び当社取締役会からの独立性が高い外部有識者である竹原相光氏（公認会計士、ZECO パートナーズ株式会社代表取締役）及び多久島逸平氏（弁護士、木村・多久島・山口法律事務所パートナー）並びに橋本卓也氏（公認会計士、株式会社エスネットワークス）の3名で構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会に対して、(a) 本取引の目的の正当性、(b) 本取引に係る交渉過程の手続の公正性、(c) 本取引により当社の株主、本新株予約権（注1）に係る新株予約権者及び本新株予約権付社債（注2）に係る社債権者に交付される対価の妥当性、及び (d) 上記(a)乃至(c)その他の事項を前提に、本取引が当社の少数株主にとって不利益であるか否か（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問し、本プロジェクトチームに対して表明することを依頼しました。第三者委員会は、平成25年12月10日に、本プロジェクトチームに対し、(a) 本取引は、当社の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(b) 本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、また、(c) 本取引により株主、本新株予約権に係る新株予約権者及び本新株予約権付社債に係る社債権者の皆様に交付される対価は妥当であり、(d) 上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本取引は当社の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする答申書を提出し、本プロジェクトチームは、当該答申書を当社の取締役会に提出しております。（なお、当該答申書が本取得を含む本取引に係るものであることから、当社は、本取得の実施に際しては、支配株主との間に利害関係を有しない者からの意見を改めて入手しておりません。）。

（注1）「本新株予約権」とは、平成21年7月1日開催の当社取締役会決議に基づき発行された第6回新株予約権（行使期間が平成21年7月29日から平成28年7月15日までであるもの）及び第7回新株予約権（行使期間が平成23年7月16日から平成28年7月15日までであるもの）、平成22年9月3日開催の当社取締役会決議に基づき発行された第8回新株予約権並びに平成24年8月24日開催の当社取締役会決議に基づき発行された第9回新株予約権の総称を意味します。

（注2）「本新株予約権付社債」とは、平成23年8月3日開催の当社取締役会決議に基づき発行された、2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を意味します。

また、当社は、「I. 当社完全子会社化のための定款一部変更」の「1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）」の「(1) 変更の理由」及び「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」の「1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由」に記載いたしましたとおり、A種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、別途定める基準日（取得日の前日とすることを予定しております。）において各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に786円（本公開買付価格と同額）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

さらに、当社の代表取締役会長兼社長である杉本氏は、本取得について特別の利害関係を有するおそれがあることから、当社取締役会における全ての本取得に係る議案の審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加しておりません。当該取締役会におきましては、杉本氏を除いた取締役3名全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で本取得に係る議案を本臨時株主総会及び本種類株主総会に付議することを決議しております。また、同議案の審議については、当社の監査役全員が参加し、いずれも当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

加えて、当社は、これらの取締役会決議の方法、その他の利益相反を回避するための措置に関して、

当社の法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所の助言を得ております。

以上をふまえ、当社取締役会は、本取得を含む本取引は少数株主にとって不利益なものではなく、少数株主の利益を害することのないよう適切な対応を行っているものと考えております。

以 上